



遊漁規則変更認可申請書

平成29年12月22日

長野県知事 阿部 守一 様

千曲市上山田温泉2丁目11-3

更埴漁業協同組合

代表理事組合長 吉池富



平成28年8月17日付長野県指令28園畜第510号で認可のあった内共1号第5種共同漁業権に係る遊漁規則を変更したいので、認可してください。

添付書類

1. 変更理由書
2. 遊漁規則新旧対照表
3. 当該規則の変更を議決した総代会の議事録謄本

遊漁規則変更理由書

1 遊漁料の額及び納付の方法（第6条）

中学生の遊漁料を1年間520円としてきたが、無料化することで河川に親しむ機会を増やし、遊漁者の低年齢層の拡大を図りたい。

また、漁場の無人化を避け、カワウ等の追い払い対策としても役立てたい。

遊漁規則一部変更新旧対照表

改 正 案		現 行	
(遊漁料の額及び納付の方法)		(遊漁料の額及び納付の方法)	
第6条(略)		第6条(略)	
(1)(略)		(1)(略)	
(2)(略)		(2)(略)	
区 分	遊 漁 料	区 分	遊 漁 料
中学生以下の者	無 料	小学生以下の者	無 料
削 除	削 除	中 学 生	1年 520円
(略)	(略)	(略)	(略)
<p>附 則</p> <p>この規則の変更は、平成 年 月 日(行政庁認可の日)から施行する。</p> <p>ただし、第6条第1項は平成30年4月1日より施行する。</p>			